（別紙１）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号)】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
12.11　主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	**12.11　主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）**
（省　略）	（同　左）
この項には、次の物品を含まない。 （ａ）ソースの調味付けに使用されるもので、この項の異なる種の植物及びその部分から成る混合物（21.03） （ｂ）直接飲料の香味付けに又は飲料の製造用エキスを調製するために使用される次の物品 （ｉ）　この項の異なる種の植物及びその部分から成る混合物（21.06） （ｉｉ）この項の植物及びその部分と他の類（例えば７類、９類、11 類）の植物性生産品との混合物（９類又は 21.06）	この項には、また直接、飲料の香味付けに又は飲料の製造用エキスを調製するために使用される次の物品を含まない。 （ａ）この項の異なる種の植物及びその部分から成る混合物（21.06） （ｂ）この項の植物及びその部分と他の類（例えば７類、９類、11 類）の植物性生産品との混合物（９類又は 21.06）
（省　略）	（同　左）
21.03　ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	**21.03　ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード**
（省　略）	（同　左）
この項に属する製品の例としては、マヨネーズ、サラダドレッシング、*Bearnaise*、*bolognaise*（切り刻んだ肉、トマトピューレ、香辛料等から成っている。）、醤油、マッシュルームソース、ウスターソース（Worcester sauce）（一般に、濃い醤油をもととし、これらに食酢中に香辛料を浸出したものに塩、砂糖、カラメル及びマスタードを加えて作る。）、トマトケチャップ（トマトピューレ、砂糖、食酢、塩及び香辛料から作られた調製品）及びその他のトマトソース、セロリーソルト（食卓塩及びセロリーシードの微粉を混ぜたもの）、ソーセージ製造用	この項に属する製品の例としては、マヨネーズ、サラダドレッシング、*Bearnaise*、*bolognaise*（切り刻んだ肉、トマトピューレ、香辛料等から成っている。）、醤油、マッシュルームソース、ウスターソース（Worcester sauce）（一般に、濃い醤油をもととし、これらに食酢中に香辛料を浸出したものに塩、砂糖、カラメル及びマスタードを加えて作る。）、トマトケチャップ（トマトピューレ、砂糖、食酢、塩及び香辛料から作られた調製品）及びその他のトマトソース、セロリーソルト（食卓塩及びセロリーシードの微粉を混ぜたもの）、ソーセージ製造用

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号)】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
のある種の混合調味料並びに料理用に調製した 22 類の物品（22.09 項のものを除く。）で飲料に適しない処理をしたもの（例えば、料理用ワイン及び料理用コニャック）がある。この項には、ソースの調味付けに使用される 12.11 項の植物及びその部分の混合物を含む。	のある種の混合調味料並びに料理用に調製した 22 類の物品（22.09 項のものを除く。）で飲料に適しない処理をしたもの（例えば、料理用ワイン及び料理用コニャック）がある。
（省　略）	（同　左）
90.30　オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第 90.28 項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器	90.30　オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第 90.28 項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器
（省　略）	（同　左）
部分品及び附属品 （省　略）	部分品及び附属品 （同　左）
* *　*	（新　規）
号の解説 9030.82 この号には、集積回路の測定用又は検査用の機器を含む。	
90.31　測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機	90.31　測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機
（省　略）	（同　左）
* *　*	* *　*

新旧対照表

【関税率表解説（平成28年11月28日財関第1443号)】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
号の解説 9031.41 この号には、集積回路の検査用の光学機器を含む。 9031.49 （省　略）	号の解説 （新　規） 9031.49 （同　左）